

令和3年8月11日からの大雨により被災された皆様への支援制度について

このたびの大雨により被害を受けられた皆様にご心からお見舞い申し上げます。
安芸高田市では、次のような支援制度を設けております。支援制度の詳細につきましては、各担当課等へお問い合わせください。

※制度の拡充や追加があった場合は、随時更新し、お知らせします。
変更箇所は赤字になっています。

【支援制度一覧】

区分	内容	担当課等
見舞金の支給などに関する事	災害弔慰金 (災害救助法適用日である令和3年8月12日以降の県内被害に限る。) ・生計を維持されていた方の遺族 500万円 ・その他の方の遺族 250万円	安芸高田市社会福祉課 Tel.0826(42)5615
	災害障害見舞金 (災害救助法適用日である令和3年8月12日以降の県内被害に限る。) ・重度の障害を受けた生計維持者の方 250万円 ・重度の障害を受けたその他の方 125万円	
	広島県災害見舞金 ・住家の全壊世帯 30万円 ・住家の半壊世帯 10万円	
	安芸高田市災害見舞金 ・住家の全壊世帯 3万円 ・住家の半壊世帯 1万5千円	
	被災者生活再建支援金 住家が全壊・全流失した世帯、住家が半壊又は敷地被害が生じやむを得ず解体した世帯、大規模・中規模半壊世帯等に対して、住宅の被害程度や再建方法に応じて支給する支援金 (支給額) 25万円～300万円(世帯人数が1人の場合は3/4の額) (支給例) 世帯の構成員が複数で全壊世帯が建設・購入する場合 300万円	
融資に関する事	生活福祉資金貸付制度 低所得世帯、障害者世帯、65歳以上の高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る)の方に対する次の経費への貸付金 <福祉費> ・災害援護資金の貸付対象とならない災害を受けたことにより臨時に必要な経費 貸付限度額 150万円 ・住宅の増改築、補修等に必要な経費 貸付限度額 250万円 ・貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は年1.5% <緊急小口資金> ・被災により一時的に生活費が必要なとき(生活保護世帯は除く) ・貸付限度額 10万円 ・貸付利率 無利子	安芸高田市社会福祉協議会 Tel.0826(42)2941
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦又は、40歳以上の配偶者のない女子(所得制限あり)の方で、災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受けた方のうち次の方への貸付金 ・住宅の建設、購入、改修を行う方 貸付限度額 200万円 ・転宅される方 貸付限度額 26万円 ・貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は年1.0%	安芸高田市子育て支援課 Tel.0826(47)1283

区分		内容	担当課等
融資に関すること		倒産防止等資金(県指定等) 自然災害により直接被害を受けた中小企業者等の災害復旧に必要な資金を融資 【限度額】中小企業者4千万円、組合等8千万円 ※復旧経費の範囲内	県庁経営革新課 TEL082(513)3321
		被害農業者救済資金 経営の維持安定のため、運転資金等を調達するための資金を融資 【限度額】個人600万円、法人2,500万円	安芸高田市地域営農課 TEL0826(47)4021
		農業施設災害特別対策資金 被災した施設等の再取得のための資金を融資 【限度額】個人1,800万円、法人2億円	
住まいに関すること	公営住宅の提供	被災用仮住居の提供(市有住宅)	令和4年3月31日で 受付終了
	応急修理	住宅の応急修理 被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。 [対象]災害により住宅が準半壊以上で、自ら修理する資力のない世帯	
	宅地内の土砂の処分	前面道路へ搬出された土砂の撤去	安芸高田市すぐやる課 TEL0826(47)1209
	宅地内土砂撤去費用の償還	河川等の氾濫により宅地内に流入したがれき混じり土砂を自己撤去することが困難なため、その処分を業者等へ依頼して実施した場合の費用償還 ※国庫補助対象になるものにつき、基準額による償還。事前にご相談ください。	安芸高田市環境生活課 TEL0826(42)1126
	被災家屋撤去費用の償還	半壊以上の被災家屋等を自費で撤去した方への費用償還 ※り災証明が必要。要件や限度額あり。事前にご相談ください。	安芸高田市管理課 TEL0826(47)1201
農地・農業用施設に関すること	農地・農業用施設内の土砂撤去に関すること	災害により農地及び水路等に流入した土砂の撤去	安芸高田市農林水産課 TEL0826(47)4022
	農地・農業用施設内の鳥獣害防護柵に関すること	災害により破損した鳥獣害防護柵の復旧	安芸高田市地域営農課 TEL0826(47)4021
ごみ等の処分に関すること	ごみ等の処理	災害廃棄物(災害で発生した片付けごみ)の処分 ※芸北広域きれいセンターへの持ち込みに、り災証明書は必要ありません。	安芸高田市環境生活課 TEL0826(42)1126
衛生相談に関すること		家屋の消毒方法に関する衛生相談	安芸高田市健康長寿課 TEL0826(42)5633
学校に関すること		教科書・教材・学用品の給与 ※半壊以上又は床上浸水により、使用することができなくなった場合	安芸高田市教育委員会教育総務課 TEL0826(42)0049
税金の減免等に関すること		市税の減免・納税猶予 申告・納付などの期限延長や納税の猶予、税の減免	安芸高田市市民部税務課 TEL0826(42)5614
		市税証明等の交付手数料の免除	